一般社団法人長良川リトリート

■入会のご案内

一般社団法人長良川リトリートは、長良川流域の魅力ある伝統文化を未来へと受け継ぐため、我々がすべきことは何か、守るべきものは何かを考え、行動する組織として発足しました。

私たちが目指すのは取り戻したい"持続可能な懐かしい未来づくり" 心と身体、大地に寄り添う人、コト、モノ、居場所づくりをしていきます。

健康・環境・観光・農業・ものづくり・アート・子育て・福祉・文化・バイオミミクリー・サーキュラーエコノミーなど 多様な分野において長良川流域などの地域資源を活用し地域社会の課題解決、環境への配慮をテーマ とした社会実装プロジェクトを実行していきます。

【主な事業】

- (1) 岐阜和綿の伝承、普及、人材・原料確保
- (2) 薬木の薬草苑 「神薬才花苑」の運営
- (3) 自然食品・衣料・日用雑貨の製造・販売
- (4) 自然・地域資源を活用した観光企画、関連サービスの運営
- (5) ヘルスケアに関するマーケティング事業、関連サービスの開発・販売
- (6) SDGs(持続可能な開発目標)に関するコンサルティング事業
- (7) 子育てに関する事業
- (8) その他の法人の目的を達成するために必要な事業

私達は、人と環境に最大限に配慮するよう努め、活動を通じて、未来の子供達に、より魅力ある環境と文化を残していきます。趣旨にご賛同いただける多くの方にご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

■会費の使用用途について

会費は活動の原資とさせていただき、より充実した取り組みを推進してまいります。

■会員特典の一例

- (1)当法人が開催する企画イベントの優先参加 (例)和綿栽培作業の体験、和綿に関するワークショップ、薬草苑の整備など
- (2)年1回発行(予定)の活動報告書の送付
- (3) 当法人のホームページおよび広報資料への社名・団体名・氏名を掲載(任意)

会員制度

一般社団法人長良川リトリートの、法人会員、個人会員の2種類の会員を設けており、会員規約・入会金・申込方法についてご案内させて頂きます。

会員利用規約

第1条(目的)

本規約は、一般社団法人長良川リトリート(以下、「当法人」という)の会員の権利義務、会費、入退会等、 当法人の運営並びに会員活動の基本事項や、当法人が提供するサービスの利用に関する基本的な事項 を定めることを目的とします。

第2条(会員)

当法人の会員とは、本規約を承認の上、当法人所定の申込様式(当法人ホームページからの申請も含む) による申し込みを行い、理事及び社員の承認を得た、個人、法人、または団体のことをいいます。会員は 入会申し込みの時点で本規約の内容に同意しているものとします。

第3条(会員種別)

- 1.会員は以下の種別に分けるものとします。
 - 1)法人会員

当法人の目的に賛同して当法人の事業に協力する法人、および団体

2)個人会員

当法人の目的に賛同し当法人の事業に協力する個人

2. 会員はその入会をもって、当法人の会員として、別途定める会員特典を利用することができます。

第4条(会員の承認)

当法人は、入会申込者が、以下の項目に該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2)入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったと判明した場合
- (3)会員になろうとするものが著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断した場合
- (4)会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人等の場合
- (5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者である場合
- (6)無限連鎖講(ねずみ講)、連鎖販売取引(マルチレベルマーケティング、ネットワークビジネス)、アダルト・風俗関連、国内未承認の医薬品・医療機器、危険ドラッグ、合法ハーブなど、宗教信仰にかかわる勢力拡大・布教活動、霊感霊能・スピリチュアル系など非科学的な占い等の業種の場合
- (7)その他、会員とすることを不適当と判断した場合

第5条(会費および支払い方法)

正会員は、以下に定める会費を当法人の所定の支払い方法にて支払うものとします。

2種類の会員制度となります。

〈入会金無料〉

◎法人会員 法人名または団体名でご入会される方が対象

◎法人会費:一口/50,000円法人(団体)ごとにお支払いいただく年会費

※年会費、一口 50,000円から(一口以上)

◎個人会員 個人名義でご入会される方が対象

◎個人会費:一口/5,000円 個人でお支払いいただく年会費

※年会費、一口 5,000円から(一口以上)

※1人でも多くの方々に賛同し会員になっていただきたく入会金を無料としました。

- 事業年度は4月1日から翌年3月末日までです。
- 入会初年度の年会費は、入会月から事業年度末までの分を年に一回、ご負担いただきます。
- 年会費は、入会月にかかわらず年額一括払いとさせていただきます。
- 当法人は、一旦支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず払い戻しは行いません。

■ 入金方法

銀行振込にてお願いいたします。

※振込手数料は会員様負担とさせていただきます。

■ 振込先 銀 行 名:十六銀行

支 店 名:六条支店(店番:161)

口座番号:普通 1397530

口座名義:一般社団法人長良川リトリート

◎お振込みの際、ご依頼人のご氏名の前に「ネンカイヒ」とご入力ください。

■ 入会日

入金確認ができた翌月1日を入会日といたします。

- ご不明な点は、下記までお問合せください。
- 一般社団法人長良川リトリート

E-mail:info@nagaragawa-retreat.or.jp

■ お申込み手順

会員をご希望の方は以下の手順でお申込みができます。

- (STEP 1) 当法人のWebサイトの入会お申し込みフォームに、必要事項をご入力の上、お送りください。 入会申込書を書面にて送付ご希望の方は、下記までお電話にてご連絡ください。 070-6667-1097(担当:西尾)
- (STEP 2) 入会申込書を確認でき次第、当法人より年会費のお支払い請求書をお送りします。 ※お支払い方法は銀行振込となります。(振込手数料は会員様負担)
- (STEP 3) ご入金確認後、会員証をお送りします。
- 〈STEP 4〉 社名などWebサイト掲載の可否について確認をさせて頂きます。ご協力を宜しくお願い致します。

第6条(禁止事項)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に挙げる行為を行ってはなりません。

当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為

公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為

当会員、第3者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為又は、侵害する恐れのある行為

第7条(個人情報の保護)

会員は、個人情報(お名前、ご住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス等)についての取扱いには 十分注意し、当法人関係者以外の者に会員名簿を譲渡や売却をしたり、他媒体に公表してはなりません。

第8条(知的財産の保護)

当法人が作成し発行するすべての資料、データ等については、無断で他の媒体に掲載したり、第三者に 譲渡や売却をしたり、公表をしてはなりません。

第9条(免責)

会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等の利用は、自らの判断により行うものとし、これに起因して会員または、第三者に損害を与えた場合でも当法人は一切責任を負わないものと致します。

会員同士の問題や紛争に関して当法人は一切の責任を負わないものと致します。

当法人の活動に関連して、会員が当法人または、第三者(ほかの会員も含む、以下同様)に対して損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、またかかる紛争を解決するものとし、当法人はいかなる責任も負わないものと致します。

第10条(損害賠償)

会員が本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することと致します。

会員資格を喪失した後の場合も前項の規定は継続されるものと致します。

第11条(退社)

会員は、いつでも退社することができます。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退社の1ヶ月以上前 に当法人に対して予告するものとします。

第12条(除名)

会員は、当法人の会員が当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその会員を除名することができます。

第13条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失します。

- (1)退社したとき。
- (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、解散したとき。
- (3)1年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。
- (5)総正会員の同意があったとき。

附則 この規約は、2023年7月1日より施行する。